

平成29年度 第1回 胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 議事録

開催日時	平成29年7月26日(水) 13:30~15:30
開催場所	胆振総合振興局 4階 第3会議室
出席者	地域づくり推進員 岩本浩吉 地域づくり委員 窪田るみ/三浦幸三/及川昌弘/高橋芳恵/園田亜矢/澤山麻由子
参考人	社会福祉法人伊達コスモス21 サポートじゃんぷ 管理者 粟野明子
事務局	胆振総合振興局保健環境部社会福祉課 課長 武岡 勇/主査 澤田卓也/主任 佐藤智範 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるびなす センター長 小林繁市/地域づくりコーディネーター 大竹保彰 國松直人
議題	<p>1 報告 平成28年度の取組に係る現状報告 (重度障がい児・者の短期入所等サービスの受入について)</p> <p>-----</p> <p>【岩本推進員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度の取組に係る現状報告ということで、重度障がい児・者の短期入所等のサービスの受入について、粟野参考人から報告いただきます。よろしくお願ひします。</li> </ul> <p>-----</p> <p>【粟野参考人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サポートじゃんぷの短期入所事業の受入状況について報告をさせていただきます。短期入所事業を行うこととなった経緯は、地域づくり委員会で医的ケアが必要な方の短期入所の受け入れ先が、胆振地域になく、当法人で何かできることがあればということで立ち上げたのがきっかけです。当法人は、グループホーム(以下、「GH」)を10箇所運営しており、今年の3月に新しく開設した「わたぼうし」と、元々、重度重複障害のある方が暮らしている「野ぶどう」のそれぞれ1室を使い、2室の空床型の短期入所事業所として立ち上げました。4月1日に事業所指定を受け、5月8日から受け入れ開始しましたが、3月に事前の見学会を行い、室蘭養護学校の父兄、先生、室蘭市、登別市、伊達市の3市の肢体不自由児者父母の会の方々から来所され、その際に事業説明を行い、利用のしおりや登録用紙の関係資料を配付したこともあり、現在の利用登録者のほとんどが、見学に来られた父兄のお子さんとなっています。7月20日現在で18名、本日現在(7月26日)は、室蘭市から1名追加となり、19名となっています。また、現在、白老町、室蘭市、当法人利用者から利用登録に向けた相談を受けています。豊浦町の2歳9ヶ月の男の子で、短期入所の打診を受けていましたが、ご家族の状況が整わず、登録準備ができないため、まだ利用に至らない旨を(町)保健師から連絡を受けています。白老町、室蘭市からの3名は、医的ケアが必要な方と、当法人の日中活動を利用中の方で、心疾患のある方の登録準備を進めています。受入状況についてですが、5月8日から受入を開始し、5月の実利用者数は1名、複数回の利用で延利用者数は9人。6月は実利用者数3名、うち医的ケアが必要な方が1名、延利用者数で16人。7月は20日現在、実利用者数4名、うち医的ケアが必要な方が1名、延人数が27名となっていますが、現在も継続利用の方がいるので、もう少し増える見込みです。7月の利用予約が入っていた室蘭市の利用予定者で、6月に母親に癌が見つかり、手術が必要となり、急遽、緊急に受け入れた方が1名います。医的ケアが必要な方で、現在も利用中です。そのほかに7月にご家族の事情で、伊達市の方を緊急で一泊二日で受け入れています。当法人の日中活動の利用者で、医的ケアが必要な方ではないため、部屋の調整がつけば受け入れ可能な方でした。利用を断ったケースについて聞かれることがありますが、基本的に先着順での予約のため、これまで2名をお断りしたケースがあります。2名とも緊急性が高くなく、体験利用や祖母に預けることが可能であったりと、状況を確認した上で、お断りしています。2枚目の短期入所の登録状況ですが、18名の状況を記載しています。医的ケアが必要な方は、室蘭市、登別市の方です。一番年齢が低い方は13歳の男の子と女の子、一番年齢が高い方は、当法人の日中活動を利用している50歳の男性の方がいます。実際に運営を開始しての課題ですが、当初から</li> </ul>

想定していましたが、職員配置が厳しいのが現実的な問題としてあります。GHの空床型で運営していますが、当法人の日中活動を利用している方以外の多くは、支援区分6であるため、1人は専任で配置、看護師の配置が必要となる。医学的ケアが必要な方への支援の時間帯が重複することが多いため、人員配置が厳しい状況もありますが、今のところ何とか運営できている状況です。あとは、短期入所は所詮短期入所にすぎないということです。利用目的を保護者の方から聞くと、将来のことを考えてと皆さんおっしゃるが、若いお子さんの親御さんは40代なので大丈夫と思うが、先ほどの急遽がんの手術が必要となった親御さんは50代の方、親御さんに何かあったときや、実際に高齢化した家族が支援している方もいます。将来的にどうするのか、特に医学的ケアな方々を支援して欲しいです。短期入所の受け入れ先が少ない中、一時的に短期入所に対応することはできますが、長期化すると難しくなる状況です。これは大きな課題と感じています。課題ではありませんが、機会があれば、市町村や相談支援事業所をお願いしたいことがあります。利用者は区分6の方で、重度障害者支援加算の対象になると思われる方々がほとんどです。現在は、一人一人、行政へ加算の対象の可否を確認している状況です。加算の対象は3類型ありますが、認定調査の結果で加算の対象の可否に該当するかどうか、市町村でなければ判断できない部分であり、短期入所の支給決定の際には、加算の対象の可否も含めて支給決定してもらえると、事業所も行政もお互いに確認作業が簡潔に行えると思っています。また、利用のしおりでは、基本的にはいつでも受入れますとはしていません。これは、会ったことのない医学的ケアが必要な方を受入するため、事前の登録をお願いしています。登録の上では、医学的ケアが必要な方には、どのようなケアが必要であるかの確認や、ご家族からの承諾書、医師からの意見書を提出してもらうことにしています。利用の前は、GHに見学に来ていただいて、お互いを理解し、ご家族にも実際の現場を見ていただきたいと考えています。GHの入居者にも、新しい利用者が来ることを理解してほしいので、事前に見学をお願いして、面談を行い、細かい引継ぎを受けています。利用の予約は、部屋の調整や職員を増員して配置するためのシフトの関係もあるため、利用する月の前月の1日から20日の間をお願いしています。先ほどの室蘭市の方のように連絡をもらって、翌日には受け入れる形もとりますが、基本的には予約をお願いしています。去年、地域づくり委員会で話がありました送迎については、西胆振は送迎しています。豊浦町から登別市までは送迎することにしていますが、車両、時間、人、運転手、介助者の問題もあり、可能な限り、ご家族に送迎をお願いしている状況です。

【岩本推進員】

- ・開始から3ヶ月で新しい取組だと思えます。ご説明の内容にご質問等はありませんか。

【窪田委員】

- ・事業が始まり3ヶ月間で、これだけの利用者があることに驚いています。今後、利用者が増えると受入が難しくなるのではと思います。2名のお断りをした方々は、体験利用で良かったと思いますが、利用者いる状態で、緊急利用があった場合などは対応が難しい場合もあると思いますが、みんなが求めている事業であり、期待は大きいと思うので、是非頑張ってくださいと思います。

【岩本推進員】

- ・重度障害者支援加算の件ですが、施設入所では受給者証に記載されますが、短期入所も記載されることになるのですか。

【栗野参考人】

- ・短期入所も記載されることになりませんが、多くの方が短期入所何日としか記載されず、加算の対象の可否が判断できない状況です。今回の短期入所事業所の立ち上げに当たって調べたところ、この加算があることがわかりました。GHも同様の加算がありますが、対象となる場合には、支給決定されてきますが、短期入所の場合は、今まで事例が少なかったこともあり、行政の方もあまり理解されていない状況があると思います。重度の障がいを持つ方々を受け入れるための人員配置は、評価してもらいたいと考えています。市町村でも短期入所の支給決定時には、日数だけではなく、加算の対象の可否も併せて支給決定してもらえれば、お互いの確認作業も減ると思います。

【岩本推進員】

- ・登別市職員である澤山委員、その辺はどうでしょうか。

【澤山委員】

- ・昨年末頃から施設からの問い合わせが来るようになり、区分6の方は確認することもありました。重度障害者支援加算は利用している施設の職員体制も関係すると思うのですが。

【粟野管理者】

- ・利用者の状態像によるものと思います。

【岩本推進員】

- ・加算対象者で加算の対象となる施設でなければ、算定しないということになりますか。

【粟野管理者】

- ・体制加算ではないと思います。

【澤山委員】

- ・登別市では、加算対象の可否の記載を受給者証に記載していなかった方が多かったので、次の更新時から記載していきたいと思います。

【岩本推進員】

- ・最近の加算なので事業者も行政もあまり理解が進んでいないのではないのでしょうか。
- ・その他何かありませんでしょうか。

【三浦委員】

- ・今までなかった事業ができて良かったと思いますが、人員確保が厳しい状況の中、ハローワークに行っても、有効求人倍率が1.3ということで、条件が良ければ、すぐ決まるが、条件が悪ければ、何ヶ月待ちという状況もある中、看護師さんのやりくりなどにご苦労されていると思います。
- ・先ほどのお話では、登録状況は19名で、室蘭市、登別市が少なく、伊達市と西側のほうが多いように思います。新たな事業が開始されたという情報が伝わっていないので、室蘭市、登別市が少ないのではと思いますが、事業所の情報を広げて利用登録を増やしていただくのはできるのでしょうか。

【粟野参考人】

- ・あまり積極的に広めようとは思っていません。本当に利用しなければならぬ医療的ケアが必要な方や、重心でどこも受け入れてもらえない方が利用できなくなることは、どうかと思っています。医療的ケアが必要な方々の会には情報は届いていると思いますが、会に入っていない方には相談支援事業所から伝えてもらうしかないと思います。普通の短期入所事業所でも対応可能ではないかと思う方もいます。棲み分けが難しいが、登録の希望があった場合は断りません。

【三浦委員】

- ・3市の肢体不自由児者の父母の会は見学にきているから知っているということですね。

【岩本推進員】

- ・会に入っていない方には情報はいいないかもしれませんが、医療的ケアが必要な方々の会には情報は届いていると思います。

【粟野参考人】

- ・市町村の保健師さんから医的ケアの必要な方には、更新時にお話ししていただき、対応可能な事業所ができたことは伝わっている方もいると聞いています。

【岩本推進員】

- ・去年、在宅で医療的ケアが必要な方々が、どのくらいいるのかというデータが振興局から

提示されましたが、これは市町村のデータの積み上げだと思しますので、本当に必要になれば、市町村を通じて声かけをできると思います。

【栗野参考人】

- ・何かあったときは相談するが、まだ利用登録までは必要ないと思っている方もいるようです。当法人の日中活動の利用の者は、ほとんどの方が何かあったときのために登録してありますが、実際に利用したのは2人だけです。

【岩本推進員】

- ・そのほか何かありませんでしょうか。

【窪田委員】

- ・医療的ケアが必要であったり、重度の方が利用する場所というイメージを持っていましたが、登録状況を見ると、自閉症、ダウン症など、他の短期入所事業所でも対応可能な登録者が多いと思います。この方たちが利用していれば、医療的ケアが必要な方々が利用できなくなることが心配です。
- ・前回の委員会での聞いたと思いますが職員は何人体制ですか。

【栗野参考人】

- ・利用者の状況によって違いますが、「わたぼうし」は、概ね3～4名で対応しています。時間帯によって1名増やすような状況です。「野ぶどう」は、基本的にはヘルパーが多くいる事業所ですので、短期入所の利用者がある場合は、プラス1名の配置にしています。

【岩本推進員】

- ・そのほか何かありませんでしょうか。

【栗野管理者】

- ・医療的ケアが必要な方の緊急的な利用希望があり、既に予約が入っていましたが、うちが受け入れなければならない状況がありました。予約済みのお母さんに相談したところ、他の事業所を探すからと言っていただき、親御さんたちの中では、お互い様という気持ちがあり、調整に応じてくれています。GHに長く入居している室蘭の方も、お父さんが積極的に介助に関わりを持っており、自分たちばかりが長期間利用して、他の人が利用できなかったら困ると、休日には自宅に連れて帰り、部屋を空けてくださる方もいます。皆様のご協力で何とか回っている状況です。

【岩本推進員】

- ・登録状況を見ると医療的ケアが必要な方が4名ですが、優先という言い方が適切かわかりませんが、必要な方が利用できるように、お互いに譲り合っていることは、ありがたいことです。

【栗野管理者】

- ・最初の利用登録の際には、どうしても緊急の人が出たときにはということで、お願いしています。

【岩本推進員】

- ・事前に予約があれば、職員の配置などの対応も可能ですが、緊急時は難しいと思います。自分の施設も空床型があるので、同じく感じる場合があります。空床型の利用者さんが来る場合、既に入所している方もいるので、事前に見学してもらえると、施設側も安心して対応できると思います。
- ・送迎については、運営規程に費用等は盛り込んでいるのでしょうか。

【栗野参考人】

- ・運営規程に盛り込んでいます。

【岩本推進員】

・費用はかかるのでしょうか。NPO法人のように有償運送の形でしょうか。

【栗野参考人】

・移動支援を使ってこられる方もいます。先日も室蘭の利用者が移動支援を使ってこられて、移動支援の事業者からも引継ぎを受けています。スムーズに受け入れるにはありがたいことです。

【岩本推進員】

・職員配置が厳しい中、さらに送迎に人をとられると、大変なところがあると思います。移送支援の事業所がたくさんできて、例えば室蘭市の事業所が豊浦町の方を移送するとか、そういう状況になることが望ましいとは思いますが、  
・るびなすさんから補足はありませんか。

【小林センター長】

・短期入所と緊急時の対応については、事業主体に調査し、西胆振の短期入所事業所を参集する場で実態を報告しています。棲み分けの問題は、各事業所を合理的な形で活用していくことをその場で話題にしたいと思います。短期入所事業所は、西胆振9事業所、東胆振12事業所あります。空床型・併設型・単独型の事業形態がありますが、空床型については、実態把握が難しい状況ですが、可能な限り、毎月各施設の空き状況を調査し、各事業所や市町村へ情報を流しているの、ある程度の状況がわかるのではないかと思います。

【國松地域づくりコーディネーター】

・短期入所の空き状況は、昨年の4月から調査を実施していますが、情報収集が難しいところがあり、本来、毎月1日時点での情報提供をしたいところですが、タイムラグが生じているところです。

【岩本推進員】

・居住系サービス、施設サービスの利用状況は、るびなすのホームページに掲載されていますので、利用いただければと思います。

(2) 意見交換 地域課題等の検討

【岩本推進員】

・続きまして、地域課題の検討に移りたいと思います。窪田委員から順にご発言いただき、質疑応答を行いたいと思います。それでは、窪田委員お願いします。

【窪田委員】

・サポートジャンプのように重度の障がい者を受け入れるための短期入所ができたのは素晴らしいことだと思います。現在、私が所属する法人では、相談支援事業所と放課後等デイサービス（以下、「放課後デイ」）を運営していますが、所属法人も含め、重度の障がいの方が通える放課後デイが地域にありません。この地域には、室蘭養護学校があり、重度の身体障害や、中には胃瘻等の医療的ケアの必要な子、知的障がいの重度の子もいる中で、従事している相談支援事業所には、放課後デイに通わせたいとの相談が来ますが、所属法人も含め、室蘭市、登別市で重度の身体障害の子の通える放課後デイがないという現状があり、何か方法がないかと思っています。

【岩本推進員】

・室蘭養護学校へ通学している身体障害のお子さんで、放課後デイを必要としている方がかなりいるということでしょうか。

【窪田委員】

・私の従事する事業所で、何件かの相談を受けているので、ほかの事業所さんを考えると何人かの相談はあると思います。放課後デイも利用者が増えてきている中、重度障がい子への配慮は難しく、ほとんどマンツーマンで一人の職員を配置しなければなりません。ほかにも多動の子や、走り回る子がいる状況なので、人員配置が課題となってしまいます。ほ

とんどが受入が難しく、お断りされる状況です。

【岩本推進員】

- ・私も室蘭養護学校とは色々つながりがあり、先日も入学式や卒業式に出席させていただきました。本当に身障のお子さんがたくさんいますが、その中で遠くから来られている方は、寄宿舍からの通学になりますか。

【窪田委員】

- ・寄宿舍は、全体約100人のうち、6～7名が利用しています。スクールバスは出ていますが、重度の障害のため、スクールバスにも乗れない子もいます。

【岩本推進員】

- ・在宅から通学して、学校が終わった放課後に受け入れてもらえる場所がないということですね。

【窪田委員】

- ・放課後デイが無理であれば、例えば、保護者の通院、冠婚葬祭の時のように、日中一時支援という話も出ますが、月に1回であれば、「げんせん」さんでも受け入れてくれますが、定期的に利用したい、放課後デイのように週1回づつでも利用したいという場合は、日中一時支援では難しい状況です。いつ起きるかわからないてんかん発作の場合、マンツーマンで人員を配置しなければなりません。

【岩本推進員】

- ・そういう方は、マンツーマンでついていないといけませんよね。

【窪田委員】

- ・いつ発作が起きるかわからない。動くことができ、発作があるとなると、常に職員が付いていなければならない状況があります。

【岩本推進員】

- ・職員配置の面で各事業所が対応困難ということでお断りしている状況があるということですね。

【窪田委員】

- ・対応できる事業所がないので、仕方がないと思ってしまう状況もあり、相談支援事業所に問い合わせがあっても、難しいところがあります。

【岩本推進員】

- ・その他ご質問等はありませんでしょうか。
- ・それでは、及川委員、お願いします。

【及川委員】

- ・私は障害者を雇用している立場として、経済界の代表として参加させていただいています。福祉関係の皆さんの中で、いつも場違いかなと感じていますが、そういう中でお話をさせていただくと、最近、私どもの会社も、景気の良かった時代は通年で仕事があって、障害がある方も通年で仕事を任せられる時代もありましたが、最近は景気自体も低迷している厳しい状況なものですから私どもの会社でも秋冬は忙しいのですが、夏は仕事がないということで、お恥ずかしい話ですが、健常者の方もお休みをいただいているという現状もあります。そんな中で、昨年、雇用を維持したいという思いも強いですし、何年も何十年も一緒に頑張ってきた仲間ですから、何とか雇用を維持したいと考えて、色々な方と相談をしました。施設の方、職親会の方、行政にも出向きまして、何とか雇用を維持する方向で、具体的には国の助成制度、金融機関の融資制度ですとか、色々なことを模索して相談をしたのですが、結論から言うと全くそういった制度には該当しないと、冷たくではないのですが、残念ながらお力になれませんということで、お話をいただきました。例えば具体的には雇用調整助成金ですとか、色々な雇用の制度がありますが、そういう制度は、建築業

界とか土建業界には非常に甘いなど僕は思っています。僕らのような水産業界、食品業界とか、障害を持っている方を雇用している事業所に対する助成制度をもう少し考えていただいてもいいんじゃないかなと思っていますところ。

- ・あとは、私どもが所属している職親会の中でも色々と情報交換させていただいて、大変お世話になっていますが、横のつながりというか、障害者を雇用している事業所の経営者の方々との交流の機会があまり無いものですから、障害のある方たちが、どういうセクションで活躍しているのかなどの情報が交換できるような場が欲しいなと思いました。

-----  
【岩本推進員】

- ・職親会での情報交換というお話がありました。

-----  
【及川委員】

- ・交流会とかイベントはありますが、職親会という組織を運営するための活動が重点的になっていて、本来の目的から少し逸れてきているのではないかなと感じています。ただ、一生懸命ボランティアでやっていただいている方には言えないです。

-----  
【岩本推進員】

- ・自分の施設も職親会に入っているのですが、昔は何年か地元の企業と関わっていたこともありましたが、最近は名前だけの参加になってしまっています。職親会の関係は、(るびなす)大竹さんどのような状況でしょうか。

-----  
【大竹コーディネーター】

- ・昨年度まで、すて〜じ(胆振日高障がい者就業・生活支援センター)にいましたのでお話しさせていただきます。職親会は今70くらいの企業のみなさんに参加いただいて、すて〜じが事務局を担っています。確かに横のつながりということでは、こちら企業さんをなかなか回ることができていないのが現実です。総会やレクリエーション的な動きでは、パークゴルフ大会や、麻雀大会を実施していますが、皆さんお忙しい部分もあって、福祉系の事業所しか集まらないとか、そういう問題もあり、見直しの時期に来ているのかなと思います。こちら、事務局として動ききれていないところもあり、どうしたらもう少し交わりを深く出来るかと考えている状況ですので、今後、色々な催し物もあると思いますので、ぜひ参加していただけるように、こちら創意工夫していきたいと思えます。

-----  
【岩本推進員】

- ・すて〜じには、先ほど意見のありましたお互いの情報交換会などの開催を検討していただければと思います。障害者の就労は北海道障害者条例の3つの柱の中にも、働く障害者を応援しようというのがひとつありますので、道も力を入れているところであると思えます。
- ・それでは、三浦委員、お願いします。

-----  
【三浦委員】

- ・昨日、登別室蘭職親会の総会があって、その中で出たお話をしたいと思えますが、ひとつは豆腐店の社長さんのお話ですが、従業員が20名くらいで障害者4名を雇用しているところ。経営そのものが厳しくなっている。卸しているところがお店閉めるという状況になってきていて、障害者を雇っている雇っていないは別にして、経営そのものが厳しくなっているというお話がありました。苫小牧の職親会の会長さんも自分のところが経営が厳しくなっていて、職親会ばかりやってられないということで、副会長が会長に代わったりとか、経済状況の反映というものも経営されている方々にとっては大きな柱であって、障がい者雇用という面でも関係してきていると思えます。
- ・もう一つは、ハローワークに障がい者枠の求人、ろうあ者の方が面接に行ったところ、ろうあ者の場合は該当になりませんと言われ、どうなっているんだというお話が出ていました。私の事業所も障害者枠の雇用のために応募しようと思ったら、身障枠ですと、知的枠ではありませんと言われました。こういう部分が一般就労を目指そうと思う場合に難しい部分になっているという気がしています。
- ・先ほどお話しがあった障がい児の放課後デイは、親がバス停に迎えに行って、家に連れて帰るとい形が、迎えに来ていただいて、送っていただくという形に変わり、自分が前に受け持っていた全介助の子どもたちも、今年の3月に室蘭養護を卒業して、1人は医療を

伴いますが、生活介護に週5日迎えに来ていただいて、また家に連れてきていただくと  
いうことで、いいことだと思っています。先ほど障害が重たい子どもの短期入所の問題の  
話がありましたが、保護者とお話ししていると、すぐに定員が一杯になると言われます。  
例えば、私の事業所に通ってきているような身辺の自立ができてれば大丈夫ですが、全介  
助のお子さんや、障害の重い医療を伴う場合には、定員が埋まってしまったら、今後どう  
なるかと思います。室蘭市の入浴介助も定員が一杯で回らなくなり、ぴあ216に入浴介  
助を新たに作りましたが、それでも回らないということがあります。ある程度取り組んで  
いくんだけど、定員が埋まってしまうという状況の中で、障がい者は継続して卒業してき  
ます。一時的に支援が回っていても、利用者が増加して支援がうまく回らないというの  
は考えていかなければならないと思います。障害の重い人たちが、後回しにされてしまう実  
態は、どの分野でもあると思います。親たちと話しているときに、車椅子で寝たきりで会  
話もできないし、どのくらい理解してるのかわからないけど、楽しいときにはうれしい顔  
をしてくれると話されます。例えば、卒業した後に、うちの就労B型に来て、その空間に  
寝たきりでいても、その人は労働しているんだという考え方にまでなれば理想だねとい  
う話はしています。金額は少なくとも工賃は支給できるし、そこで働いている利用者が、そ  
の人も含めて、優しい気持ちとか、ほんわかした気持ちになればいいねと話をしていま  
すが、現実には厳しいと思います。

- ・うちの事業所の椎茸栽培のグループは作業しやすく、色々な作業があるため20人程度が  
利用しています。通常、生活支援員や指導員を2人配置していますが、人手が足りないとい  
きは、私たちも手伝っている状況です。職員を増やして、もう少し手厚く支援したいとい  
う話しも出ますが、職員を増やすとなると資質の確保や、結果的には人件費の関係で無理  
だなという結論になってしまいます。利用者によって違うと思いますが、人に声をかけら  
れれば、ほとんどの人はうれしいものだと思います。人員の配置などについては、国の制  
度の絡みもあるので、この場で言っても仕方の無いことですが、現場ではそういう願いが  
現実にはあるということです。

#### 【岩本推進員】

- ・障がいの重たい方、寝たきりに近いような人を制度的に就労Bとかで受け入れるのは、ハ  
ードルがかなり高い、就労Bでは難しいかなと思います。ですから、生活介護事業所で入  
浴サービスや、生産活動ではなく、創作的活動を行っても良いというのが、国の考え方だ  
と思います。私は伊達市の自立支援協議会に参加していますが、地域課題を話し合った時  
に、生活介護の事業所がまだまだ足りないような気がするという話がありました。
- ・それでは、高橋委員、お願いします。

#### 【高橋委員】

- ・相談支援事業所なので主に計画相談で動くことが多いのですが、児童の相談というところ  
では、先ほど窪田委員からもあったように、身障の方で放課後デイの利用というのが、ほ  
かの行動障害をお持ちの方の中に、見守りが必要な方を受け入れるには、職員配置の問題  
で受入が難しいですと言われてしまうことがありました。色々な方が利用できるような、  
障害種別と言ったらいいのか、色々なタイプの事業所があった方が良いと思っています。  
自分の母体が元々精神科病院の千寿会なので、精神障害の方でいうと、高齢になってきた  
65歳以上の方でも、就労Bに行かれている方が何名かいますが、高齢の事業所に行くかとい  
うと、行きたがらない、合わないという部分があったり、要介護度がおそらく付かない  
、身体的には問題ないが、このまま、就労Bで支援していくのかということ、生産性を考  
えると高齢になってくると難しい状況です。でも、生活介護や介護保険の利用ということ  
でもないので、そういう方々が行く場所がないのかなと思います。中には介護に行かれる  
方もいますが、違う形態のものでできると、選択肢が広がって良いのかなと日々の業務の  
中では思っていたところでした。特に移送サービスという部分で、先ほど伊達市の方で事業  
所を利用したい、でも親御さんが移送できないとなったお話がありましたが、登別市では  
移送サービス事業所が限られていて、移送サービスだけで運営しているわけではないので、  
利用したい日に使えない、予定していた時間から遅れてしまうことがあって、遠方の方は  
親御さんが車を運転できない方になると、病院の通院などが難しい現状があります。

#### 【岩本推進員】

- ・高齢者の介護保険との関係は、介護保険サービスが優先されるなど全国的な問題です。

・高齢の方の就労の関係はどのような状況ですか。(三浦委員へ)

【三浦委員】

・うちの事業所で一番高齢な方は66歳くらいです。60代は3人いますが、本人達は継続してうちの事業所を利用したいと言っています。ただ、どうしても体力的に落ちてきていますので、午後からは、横になって少し休憩するとか、やれる範囲で頑張ってもらっていますし、うちの事業所では介護保険に移る事例はないです。

【岩本推進員】

・及川委員のところでは、こういう高齢化はどうですか。

【及川委員】

・まだ、そこまで高齢の方はいないんですけど、年齢とともに体力は落ちてきています。本人の自覚が若い頃の感覚で動いてしまうので、今までできたことが何でできないんだろうと、自分を責めたりすることもあります。その時は慰めたりするのですが、健常者でもよくあることです。

【岩本推進員】

・すて〜じの方で何か問題等になったことはありませんでしたか。(大竹C oへ)

【大竹コーディネーター】

・高齢の方の就労は話題になったりはします。就労Aは65歳までの方、就労Bは年齢条件がないので問題ということではありませんが、室蘭市のある事業所で70歳を超えた方が就労Bを利用相談がありました。その事業所は工賃的に良く、それで興味を持たれたという事例はありました。

【岩本推進員】

・高齢者の就労については、全国的な問題で、話題や議論になっているところです。  
・園田委員、お願いします。

【園田委員】

・当センターは計画相談をやっていますが、苫小牧の現状として障がい福祉サービスの受入が難しくなっている、事業所数が足りなくなっている現状があります。特に居宅介護の事業所が不足していて、新規の受入が難しくなっています。現在の利用者も日数、時間数を減らさなければ事業運営が難しくなっている状況や、職員が退職したので、他の事業所に移してもらえないだろうかという連絡も入っている状況です。家事援助だけではなく、通院等介助の部分でも、車だったり運転手が足りず、時間で組んでやっていると思うのですが、送った方がいいものの、迎えに来るまで数時間待たなければいけない現状があるようです。こうした現状を受けて、苫小牧市では現状の把握に動き出しているところですが、居宅介護の事業所自体は、増えてはいるんですが、人員不足が原因ではないかということと、離職する理由の一つとして、障害のある方への対応の仕方が難しいといった話を聞いています。介護事業所自体で障害特性を知る研修の機会だったり、同業者や介護者が集まって話し合ったり、共有する場が今のところほとんどないということで、当センターの協議会でも障害特性に対する研修を開催することがあるのですが、参加した介護事業所からは、こういう機会が全然ないんですという声が聞かれていますので、理解を深めたり、対応の向上を図るといった研修の機会が必要と感じています。

・あとは、当センターでは地域活動支援センターとして、憩いの場を提供しています。日中活動の場として、レクリエーション、入浴、食事のサービスを提供するほか、自由に来て過ごしてもらおうという場所を提供しています。うちの母体も精神に特化した事業所だったので、精神の患者さんでいうと、例えば、動けるけれども働くまでには至らない、生活介護を受ける状態でもないという方の日中の過ごす場所が本当はないといった声が聞かれます。苫小牧でも憩いの場としては、うちの事業所だけで東胆振圏域の方が対象ですが、近隣の町から来られる場合、交通費がかかってしまって、行けないというような声が聞かれています。町によっては、町外であっても、こうした通所の事業所があるなら、交通費の半額助成もあるようですが、それも町によって様々なので、近隣の町からの利用し辛さ

という声も聞かれています。

【岩本推進員】

- ・ 人員不足というのは全国的な問題で、以前、全国研修に行ったときには、横須賀の事業所の方が室蘭と同じように寂れてしまい、人口も少なくなり、思うように人材が確保できないと言っていました。
- ・ 研修の機会は、私の事業所では入所支援や生活介護などの研修を受講していますが、居宅介護などの規模が小さい事業所では、研修に行くのは人員配置の関係で難しいと思います。
- ・ GHの世話人さんとかの研修はどうですか。(三浦委員へ)

【三浦委員】

- ・ 朝4時間、夜4時間の事業所で24時間の事業所ではないのですが、当然、研修は受けてもらわなければならないと思っています。本当は2ヶ月に1回程度でやろうとは思っているのですが、なかなか難しい状況です。ただ、入居者の対応で困ったときは、職員会議で情報共有することはあります。あとは、インフルエンザの予防、ノロウイルスの関係など、資料をインターネットから入手して研修会を開いています。利用者さんへの対応という面では、皆さん苦労されていると思います。もうできませんと言ってやめる方もいるし、ただ、うち事業所のように時給も安く、その人に辞められると穴埋めが大変で、募集をかけても3ヶ月経っても見つからないとか、結局、知り合いの人に頼んで確保するような厳しい状況です。本当は研修も一杯できればいいと思っています。

【岩本推進員】

- ・ 行動障害や色々な特性があるので、誰でも介助がやれるというわけではなく、利用者一人一人、障がいの状態が違うので、働く人の資質が求められてくると思います。国の方でも、重度障害の方々への支援を対象とした報酬の加算、行動障害の研修などに力を入れてきていると思います。
- ・ 先ほどの憩いの場に通う方は、生活介護に行かなくも、就労Bの間くらいの方ですか。

【園田委員】

- ・ 就労事業所に通いながら、こちらに来られる方が多いです。

【岩本推進員】

- ・ 生活介護に行くほどでもないという方ですか。区分がでない方ですね。

【園田委員】

- ・ ヘルパーさんに手伝ってもらいながら、生活は何とかできるけれど、就労となるとコミュニケーションの問題があるので、集団の組織に入って一緒に何かをやるとなると難しいところがあります。

【岩本推進員】

- ・ 精神の障がいの方々ですね。こういう集まる場は絶対必要と思います。
- ・ 最後に澤山委員お願いします。

【澤山委員】

- ・ 障がい児の部分で言うと放課後デイの問題があります。医療的ケアが必要となると通うところがないですし、行動障害があると利用日数の希望があっても、そこまでの受入は難しいと感じています。最近、学校側が放課後デイの利用を推進しているのかわかりませんが、養護の方の申請が増えてきている状況があり、このまま行くと放課後デイの受け皿が足りるのかという印象を受けています。やはり、成長されていくと家庭だけではどうしても足りない部分を外での社会生活の経験という意味で、放課後デイが果たす役割は大きいと思います。特に養護を卒業された方で、一般就労できる可能性が高い方は、わずかだと思えますし、就労Bに行かれる方が多いと思います。ステップアップという意味では、放課後デイを有効に使えばいいとは思いますが、実際に使い始めていいなと思うと、回数も通いたくなくなると思いますし、こういう状況で利用希望があれば、支給の方向で考えては行きますが、受け皿が不足してくるのではないかと思います。発達の種類によって、身体の子

もいれば、知的、情緒がある中で、事業所の質の問題も出てくると思いますし、様々な子を受け入れて行かなければならないというところで底上げが必要だと思います。今年から指定基準が厳しくなり、事業所側も大変になってくるのではと日々感じているところです。これからも、養護から卒業されるお子さんが増えてくる中で、就労Bの事業所もこれで足りるのかと感じる部分もあります。先ほど高齢化の問題が出てたかと思いますが、障害特性がある中で介護保険とは合わない部分もあり、65歳になったからといって、すぐに介護保険に切り替えるということができず、障がい福祉サービスを継続して使われる方が多いので、高齢化が進み、新たな利用者が増えていく中で、居宅介護、就労B、生活介護事業所もこれで足りるのだろうかと感じています。就労Bから生活介護というの、今後、課題になってくると思います。

- ・精神科に長期入院されている方の地域移行というの今課題になっていますが、長期入院されている方が地域に戻ろうと思ったときに、すぐに在宅というのは難しいと感じるところがあります。GHということもありますが、新規のGHができて、すぐに満床という状況。精神の方はうまく軌道に乗れば、就労ができたり、ヘルパーさんのお手伝いがあれば、何とか生活できる方もいるとは思いますが、精神の方を支えるサービスという部分が、地域で支えるという意味では不足している部分があると感じています。

-----

【岩本推進員】

- ・放課後デイは、どこでも課題があるようです。
- ・高齢化の課題ですが、入所施設では看取りのぎりぎりまで入所していますが、24時間医療ケアが必要になると看護師の配置の関係から無理があって、病院や介護保険事業所も考えますが、住み慣れたところであることを考えると、すぐに介護保険ということにもならないと感じています。
- ・精神科の長期入院の関係も全国的な問題となっていると思います。
- ・皆さんさんの方から、質問や意見は何かありませんか。

-----

【窪田委員】

- ・(園田委員) 居宅介護事業所のことですが、事業所はあるけど障がいの人に入ってくれる事業所がないということですか。先日、私も事業所を探すのに苦労したものですから。

-----

【園田委員】

- ・居宅介護事業所で、介護と障がいをどのような比率でやっているのかわからないのですが、苫小牧市のほとんどの事業所では、介護と障がいの事業所を一緒にやっていると思いますが、障がいに対応できる職員の数が足りないのではないかと思います。

-----

【窪田委員】

- ・高齢と障がいを一緒に運営することで、高齢者の介護が一杯だから障害への対応が難しいというところがあると思いますし、だからといって、障害者専用の居宅介護事業所というのは難しいと思います。

-----

【岩本推進員】

- ・居宅介護のみの事業所はないですか。

-----

【窪田委員】

- ・聞いたことはないです。介護保険の事業所が障がいの認可を受けて両方を運営しているが現状で、高齢者でかなりの利用者がいるので、そこに障がい者の受入となるとかなり難しいと思います。

-----

【岩本推進員】

- ・居宅介護事業所を探すときは、どのように探していますか。

-----

【窪田委員】

- ・市が情報提供している事業所で、既に障害者を受け入れてくれている事業所にまず当たるとか、ヘルパーさんの人数がある程度多い大手の事業所に当たっていくことが多いです。

【岩本推進員】

- ・最後にるびなすから補足があればお願いします。

【小林センター長】

- ・色々な課題が出されましたが、3点ほどお話ししたいと思います。
- ・来年度は非常に重要な年で、第5期の障がい福祉計画を国や道や市町村は作成することになります。その中で重要なのは、どの資源が足りなくて何を整備するのか、例えば、放課後デイなどは児童福祉計画を作るに当たり、十分にサービスが足りていれば、規制することができることになります。
- ・もう一つは、来年度は報酬単価の改定がります。国レベルでも北海道レベルでも色々と議論されている最中ですが、放課後デイの問題ですが、毎年倍々で給付費が増加しています。国としては、このまま増加すると予算が持たないということで、一定の規制をかけようという動きがありますが、例えば、お母さんがフルタイムで働きたいとなったら、1週間に5日間、毎日、放課後デイを利用することになったり、極端な事例では3事業所で6日間、7日間利用していることもあり、どう対応していくのか考え方を整理する必要があると思います。伊達市の実態では、特学、養護学校に通っている方の4割くらいが放課後デイを利用しています。利用していない方々もいますが、仮にこの方達も利用することになったり、利用日数を2日間から5日間に増やすという形になっていけば、国も4分の1を負担する市町村も予算が持たなくなってくると思います。そうした中で、先ほどから課題となっている本当に障がいの重い人に限られた財源を使うべきだという意見もあり、障がいの軽いところは削られていき、障がいの重い人の方に重点的にという流れになってきます。来年度の報酬単価改定の影響は大きいと思いますし、市町村がどのような計画を作るかというのが重要なので、本当に必要なものをこうした会議の中できちんと検討していくことが重要になります。るびなすとしては、放課後デイの事業所が集まる場を設けていますので、そうした場の活用であったり、重度の肢体不自由を伴う方を把握するための調査を行いたいと思います。
- ・それから高齢化の問題ですが、障害者総合支援法や介護保険法の改正によって、65歳になると介護サービスを使うことが原則になります。これは類似のサービスがある場合ですが、障がい福祉サービスでは、居宅介護、短期入所、生活介護が対象になります。これまで介護サービスに移れなかったと原因の一つとして、介護保険は1割負担があり、障がい関係の場合は、費用負担がほとんどが免除になる現状があります。実際に利用料を払っているのは7%くらいといわれています。今度の法律改正によって、障がい福祉サービスを使っている人で、介護保険に移る人は、一旦1割は負担しますが、還付されるという形になるということなので、実際の負担は生じなくなるということ、障がい福祉サービス事業所が継続して、その障害者に介護サービスを利用していただく場合は、共生型事業所として、介護サービスと障がい福祉サービスの2枚看板にすることができるようになり、例えば、生活介護事業所に65歳以上の障害者がいて、その方をそのまま事業所にいながら、その65歳以上の人は介護サービスを利用できるという仕組みに変わってくることとなります。ただ、来年4月に間に合わないので強制的にはやらないということになっており、市町村の最終的には市町村の判断ですが、原則としては、介護保険サービスを優先することになります。先ほどから話題になっている居宅介護も、今まで障害サービスで利用していたのが介護サービスで利用することになりますが、同じ人が介護しているのと同じことですが、事業所側にとっては面倒なことになると思います。就労の65歳問題として、先ほど話題になった就労A型と就労移行は65歳を超えると利用できなくなりますが、今、65歳でも、かなり元気の人がいて、一般企業で働いていた人が、65歳になってA型に移りたい、一般企業で働いていた人が、もう一度就労移行でトレーニングをして働きたいという人も結構いるようです。道内かわかりませんが、就労A型や就労移行が65歳以上も使えるように、関係団体が要望しているところがあり、65歳になったら機械的にも働かなくていいということではなく、A型や就労移行については、高齢化社会の中で延長されてもいいんじゃないかという要望が出ています。